

○厚生労働省告示第四百一十一号

中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）第四十三条第一項、第四十六条第二項及び第五十五条第二項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する特定業種を次のように定め、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

中小企業退職金共済法第四十三条第一項、第四十六条第二項及び第五十五条第二項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する特定業種

中小企業退職金共済法第四十三条第一項、第四十六条第二項及び第五十五条第二項の規定に基づき
厚生労働大臣が指定する特定業種は、建設業とする。